

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3月29日

佐賀県人事委員会委員長 大 西 憲 治

佐賀県人事委員会規則第14号

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和50年佐賀県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（教育職員）</p> <p>第2条 給与条例第21条の2第1項及び第3項に規定する人事委員会規則で定める職員は、校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舍指導員及び実習助手とする。</p>	<p>（教育職員）</p> <p>第2条 給与条例第21条の2第1項及び第3項に規定する人事委員会規則で定める職員は、校長、副校長、教頭、主幹教諭、<u>指導教諭</u>、<u>教諭</u>、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舍指導員及び実習助手とする。</p>

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。